



広報 しらせ

1982

10/1

No. 211

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社



9月15日町民体育館において町敬老会が開かれ、町民謡協会のアトラクションや、用意された食べ物や、飲み物で楽しい一日を過ごされた。



町の人口

住民基本台帳人口 (8月末日現在)

		前月比
世帯数	3,326戸	+1
人口	14,532人	+18
内訳		
男	7,103人	+8
女	7,429人	+10



10月 広報カレンダー

1 金	全国労働衛生週間、共同募金	17 日	
2 土		18 月	統計の日
3 日	国際文通週間	19 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター) 国民年金相談 (9:00~4:00 役場) 行政合同相談 (1:00~4:00福祉センター) 一才6ヶ月検診 (2:00~3:00福祉センター)
4 月		20 水	高齢者職業紹介 (1:00~4:00福祉センター) 一才6ヶ月検診 (2:00~3:00浦中集会所)
5 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)	21 木	行政相談日 (9:00~2:00 役場) 行政巡回移動相談 (1:30~4:00 塚野山集落センター) 一才6ヶ月検診 (2:00~3:00岩塚農協)
6 水		22 金	一才6ヶ月検診、三才児検診 (2:00~3:00 塚野山集落センター)
7 木		23 土	
8 金	生ワク投与 (2:00~3:00 塚野山集落センター) 生ワク投与 (2:00~3:00岩塚農協)	24 日	
9 土		25 月	献血 (10:00~15:00塚山小学校)
10 日	体育の日	26 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)
11 月	振替え休日	27 水	読書週間
12 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター) 生ワク投与 (2:00~3:00福祉センター) 生ワク投与 (2:00~3:00浦中集会所)	28 木	
13 水		29 金	
14 木	鉄道記念日 三種混合 (2:00~3:00 塚野山集落センター) 三種混合 (2:00~3:00岩塚農協) 三種混合 (2:00~3:00福祉センター)	30 土	
15 金	三種混合 (2:00~3:00浦中集会所)	31 日	
16 土			

十月は児童手当の支払月です。受給者の指定口座へ九日に振込みますので確認してください。

昭和五十七年六月、八月のレントゲン検診を都合により受診出来なかった方は、次の日程により実施いたしますので、もれなく受診して下さい。
※対象者
十六才以上で学校、勤務先等で受診される方を除き全員が該当いたします。ただし妊娠中の方は申し出る必要ありません。

レントゲン検診のご案内

実施月日	実施会場	実施時間
10月26日(水)	塚野山集落センター	10時00分~11時30分
	岩田公民館	13時00分~14時00分
	飯塚集会所	14時30分~15時30分
10月27日(木)	越路町役場	10時00分~11時30分
	浦中集会所	13時00分~14時00分
	西野区事務所	14時30分~15時30分

・この検診の結果は30日以内に異状ある人のみ連絡します。

事務嘱託員の変更

九月一日から大字岩野が次のように分けられ、事務嘱託員が増員されたのでお知らせいたします。

仲島 大塚勇助

◎生ワク投与対象者

昭和五十六年七月一日から昭和五十七年六月三十日までに生まれた者。

◎三種混合接種対象者

昭和五十四年九月一日から昭和五十五年八月三十一日までに生まれた者。

◎一才六ヶ月検診対象者

昭和五十五年十月一日から昭和五十六年四月一日までに生まれた者

◎三才児検診対象者

昭和五十四年四月二日から昭和五十四年九月二十日までに生まれた者。

町議会 第三回定例会

一般会計・特別会計 補正予算と決算の認定

昭和五十七年、第二回定例町議会が、九月六日に招集され、越路町農業委員四名の選任がされました。
つづいて九月二十日再会され、一般会計、国民健康保険事業、ガス事業、水道事業、下水道事業等の補正予算と一般会計、国民健康保険事業、ガス水道事業等の決算の認定等十二議案が上程され、原案どおり可決されました。昭和五十六年度決算については、次号でお知らせいたします。

一般会計補正

農業構造改善費、水田利用再編対策費や道路新設改良費等が大巾に増額される。

一般会計の今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ三億九千七百七十万円の増額が議決され、総額三十一億五千八百七十万円となりました。
◎総務費では八十万五千円増額して三億四千六百一十円となり、このおもなものとしては、一般管理費、前納報奨金等の増額です。
◎民生費では、八十六万四千円増額して三億一千七百三十二万二千円となり、このおもなものとしては児童措置費、児童福祉施設費の増額です。
◎衛生費では、七十七万五千円増額して一億八千二百八十一万一千円となり、このおもなものは、環境衛生費であります。
◎農林水産費では、三億四千六百六十五万五千円増額して七億六千七百一十二万三千円となりました。このおもなものとしては、水田利用再編対策費、農道整備費、農業構造改善費、林業振興費、林道整備費等であります。
◎商工費では三十一万五千円増額して

特別会計補正

◎ガス事業会計
昭和五十七年度ガス事業会計は、収益的予算では、四百五十万増額し、総額で二億七千六百八十六万五千円となりました。そのおもなものは、本支管移設、修理費、敷地排水工事費等であります。また資本的予算では、四百二十万円の増額し、総額で六千九百四十七万二千円となりました。そのおもなものは、ほ場整備導管移設工事費、本支管新設工事費、整圧器改良工事費等であります。

◎消防費では、百五十三万五千円増額して六千九百五十四万九千円となりました。このおもなものは、消防施設費であります。
◎教育費では、九百九十九万二千円増額して四億四千五百六十五万五千円となりました。このおもなものは、教育振興費、学校管理費、遺跡発掘調査費等であります。

◎水道事業会計
昭和五十七年度水道事業会計は、収益的予算では、六百二十五万円の増額し、総額で一億四十一万七千円となり、そのおもなものは、一般受託工事費、ほ場整備等工事による移設費であります。

◎国民健康保険事業
昭和五十七年度国民健康保険事業会計では、一千二百四十二万六千円増額し、総額で五億六千八百八十七万八千円となりました。そのおもなものは、療養給付費であります。

忘れられた 郵便貯金通帳は

長い間お金の出し入れがない古い郵便貯金通帳―残高も少ないからと、たンスの中にしまったままになっている。そんなことはありませんか。
郵便貯金は、預け入れや払い戻しがなく、十年間が過ぎますと、預け主としての権利がなくな

りますから気を付けましょう。
郵便局では、郵便貯金の利用がないまま十年が過ぎると、郵便貯金の利用をお知らせする通知書(催告書)を貯金の預け主に送ります。その後二か月が過ぎても郵便貯金の利用がないと、貯金の預け主の権利がなくなります。
通知書が届いたら、すぐに郵便局の窓口へご相談ください。十年前の残高が少なくても、知らぬ間に予想外の利子がついて、かなりの金額になっていることもありま



農業委員会委員決まる

一般選挙の結果

任期満了に伴う越路町農業委員会委員一般選挙は、去る八月二十二日告示され、二十三日に立候補の届出が締め切られました。
その結果、越路町農業委員会の選挙定数十六名に対し、立候補届(届出順、敬称略)

出者が十六名であったため無投票当選となり、八月二十九日開催された選挙会において当選証書が附与されました。当選者は、次のとおりです。

- 番場 幸一 51歳(無現) 来迎寺 農業
- 佐藤 肇 49歳(無現) 浦 農業
- 本田 清一 59歳(無現) 飯島 農業
- 安藤 富夫 52歳(無現) 塚野山 農業

- 渡辺 五郎 60歳(無現) 沢下条 農業
- 西脇 稔夫 35歳(共新) 浦 農業
- 山本 八郎 52歳(無新) 西野 農業
- 驚頭 忠雄 66歳(無元) 飯塚 農業

- 内山 孝司 52歳(無現) 東谷 農業
- 西脇 時男 47歳(無新) 浦 農業
- 内藤 五郎 50歳(無現) 飯塚 農業
- 小森 庄一 55歳(無現) 神谷 農業
- 安藤十三夫 47歳(無現) 岩田 農業
- 新保 茂 57歳(無現) 釜ヶ島 農業

- 宮沢与司松 68歳(無現) 不動沢 農業
- 長谷川重雄 53歳(無現) 西谷 農業
- 郷 政市 来迎寺農協 推薦(朝日区長)
- 石黒 栄松 石津地区農協 推薦(農業)

- 大矢 利雄 塚山農協 推薦(農協長)
- 丸山金太郎 農養共済組合 推薦(農協長)
- 岩塚農協 推薦(農協長)
- 林 貫次 岩塚農協 推薦(農協長)
- 番場 惣二 中沢区長(町議)
- 内山 武次 町議会推薦(農業)
- 内山徳三郎 町議会推薦(町議)
- 山崎 敬一 町議会推薦(町議)

農業委員会構成 及び各団体推薦 委員決定

九月十日改選後初の農業委員会で会長に佐藤肇氏、会長代理に内藤五郎氏がそれぞれ選出されました。
また、選挙による農業委員十六名の他に団体から推薦された農業委員九名が次のとおり決まり二十五名による越路町農業委員が構成されました。

敬称略(一)内現職

敬老会

九月十五日は敬老の日、町では町の体育館において敬老会が開催されました。

秋晴れの好天に恵まれ出迎いのマイクバスも快調に運行、この日の来るのを楽しみに待っておられたお年よりも多かったことと思います。

今回の対象者は、七十歳以上の老人一、四二八人で、うち約一、〇四三人が出席されました。

七十五歳以上の方々には県知事より祝葉が贈られ、また九十歳になられた方十人には県知事より紫の座ぶとんがそれぞれ贈られました。

めでたく結婚五十年（金婚）を迎えた夫婦二十五組には県知事から慶祝の色紙が贈られ祝福の拍手



が会場いっぱい響きわたりました。式典のあとは、越路町民謡協会による唄や踊りが披露され、配られた赤飯や酒に気分もほころび、かんに拍手をおくり和気あいあいのうちに幕を閉じました。

とび入りコーナーで
たのしく歌う



今年も広く住民の理解と認識を深め、その利用を促進し、各種の活動を展開して一層の発展と行政の民主的な運営をはかるため、「行政相談週間」が十月十七日から一週間行われます。

今年度は統一テーマとして、「親切、ていねい、迅速な窓口をめざして」を定め、これに関する苦情等を積極的に受け付け、改善を図ることに、行政サービスの改革に資することで全国いっせいに実施されます。

日常生活で困っている問題は気軽にこの機会にご利用ください。当町では次の日程で実施されます。

◎合同相談
十月十九日
午後一時～午後四時まで
越路町総合福祉センター
◎行政定例相談



行政相談週間

保健所総合相談日の開催

十月二十一日
午前九時～正午まで
越路町役場
◎行政巡回移動相談日
十月二十一日
午後一時三十分～午後四時まで
塚野山区事務所

「原子力の日」
わが国が原子力平和利用の開発に着手して以来既に十年を経過し、この間、国及び民間諸機関の努力により着々とその成果があがっております。今後原子力は、ますます国民生活を豊かにするうえで大きな貢献をするものと期待される。わが国の原子力平和利用が真に国民の支持によって発展し、ゆくに、原子力について深い理解と正しい認識をもつていただくことが是非必要であり、そのため、わが国の原子力開発史上有意義な日である、十月二十六日を「原子力の日」とし、毎年この日を中心としてひろく国民に原子力について、その理解と認識を深め、わが国の原子力平和利用の発展に寄与することとなっております。「原子力の日」として、十月二十六日を選んだのは、この日が、国際連合の関係機関である国際原子力機関への加盟を昭和三十一年にわが国が決定した日であり、また、日本原子力研究所が昭和三十八年にわが国で初めて原子力による発電に成功した日であるからです。

十月二十六日の「原子力の日」を中心に記念行事が全国的に行われテレビ等でも放映されることになっております。



長岡保健所では、六月から毎週木曜日（第四木曜日）は医師がおられます。午後一時から二時迄日を定めて日常生活に関係する保健衛生等の相談に応じております。次のようなときには、気軽にご相談においで下さい。

- 健康について悩みがあるとき。
- 食品衛生や食品の安全性について知識を得たいとき。
- 薬について正しい知識を得たいとき。
- 公害（悪臭、水質汚濁）などで悩みがあるとき。

☎〇二五八―三三四九二〇

交通安全 指導会を開く

塚山保育所では六人の子供が歩き、その他の子供達全員がマイクバス利用のため、乗降所での姿は、家庭（保護者）の協力を得なければならぬ、そこで保育所では九月三日屋外グラウンドで模擬的なコースを作り、地区での最低限度必要とする親子交通安全を全員で少しでも楽しみながら、いっせいに同一場所指導を受け、皆さんで批評し合いながら正しいルールをもう一度再確認し身に付けてもらいたいという事で計画を立て、屋外のグラウンドで、警察、交通巡視員、交通指導隊の方がたより指導をしてもらった。



◎のりもの指導（バス利用者の親子）
○子供達と一緒に長いバスを作り、保母が運転手、添乗員となる。
○バスの乗り降りや、乗車中のマナーを身に付ける。
○乗り物を持つとき、発車する迄の安全な態度や協調性を養う。
○歩きの指導（歩きの親子）
○親子で歩かせそれぞれのきまりに従って安全に行動ができる習慣や態度を身につける。
◎道路横断指導（全員）
○安全のための約束をくり返し指導し良い習慣を身につけさせる。
○正しいルールを守り注意力と敏しょう性を養うためにチームに別れりレー式に競走する。
○以上の指導内容で親子いっしょに楽しみながら指導を受け、その結果次のように批評された。
◎のりもの指導の場合
○歩く場合右側通行であるのに保護者が左手で手をつないで子供を車道側にして歩いていたら人が見受けられた。子供は必ず右手でつないで保護者が車道側を歩くこと。
○バス待ちの時も手をつないで、子供が飛び出さないように注意すること。
○のりもの指導の評価では一位、荒瀬地区、塚野山四区、二位、原地区、塚野山一区、五区。

◎歩き方の指導の場合
○歩く時は必ず手をつなぎ子供の手首をつかむようにしてつなぐこと。
○バスを降りたら右、左を見てさらに右を確認して道路横断をすること。また車から降りてすぐ車の直前、直後を横断しないこと。
○歩行のしかたで特に良かった子供、一位、大矢洋子さん、二位、米山裕孝君。
◎道路横断の指導の場合
○横断歩道の前で止まって正しく手を上げ、右左もう一度右を見て渡る。こと。
○最近子供の飛び出し事故が多くなっているため、充分日頃の訓練が必要とされている。また、それぞれの種目の中で交通ルールを守り成績の良かった地



行楽シーズンの交通事故防止

秋の行楽シーズンです。野や山に家族や職場の仲間同志でマイカーを利用しての遠出がふえます。楽しい行楽が交通事故で悔いを残さないように、次の注意が必要です。

- ◎無理な追越し、スピードの出しすぎはしない。
- ◎疲れたら、すぐ休憩をとる。
- ◎シートベルトは必ずつける。
- ◎ドライブレインでの飲酒や宿での深酒は絶対にやめる。
- ◎子どもなど家族の交通安全教育の場に活用する。
- ◎同乗車は運転者にいたわりと適度の忠告を忘れない。
- ◎お互いにゆずり合って、ゆっくり走りましょう。

最近一般に自己本位で他人のことは考えない風潮が強いと言われています。それがそのまま他人のめいわくを考えない乱暴な運転と



なったり、交通ルールを無視した歩行や自転車に乗るようになったりしているようです。

ドライバーは歩行者や自転車乗りを保護する気持で運転し、歩行者や自転車乗りは自動車の特性を理解して通行すれば、もともと交通事故は減少すると思われま

「どうぞ」「どうも」のゆずり合いがたいせつです。
「ドライバーは、
「お先にどうぞの気持で運転を」。この事故は「とび出し」により、お年寄りの事故は「道路横断中」に多発しています。ことごとくお年寄りには「お先にどうぞ」と道を譲ってやりましょう。また、ドライバー同志でも、交差点や追越しの際は、「お先にどうぞ」とゆずり合い、これが事故を防ぐのに大切です。

また、譲り受けたらドライバーに「ありがとう」と感謝の気持ちを表わしましょう。

文芸欄

俳句 高齢者教室

亡妻の忌や簾捲き上げ夕読経
もてなしのメロンも冷えて客を待つ
日焼して水着で帰る汽車の窓
子供たち大はしゃぎや西瓜割

ランニング跡くつきりと日焼けして
吊し置く無地の簾に花画く
白井 久蔵

初胡瓜味噌で食みつ、一人酌む
うねりつ、青田の果てに雲もなく
日焼して子が新学期迎へけり
嫁ぐ娘の手馴れてきざむ胡瓜揉み

平沢 たづ
開牛の尾に叩かれつ日焼勢子
初孫のベッドを覗く簾越し
駒村 三郎

夕厨娘がひとり簾越し
小林 清十
垂れすだれドライブインの氷旗
半袖の日焼けし腕ナ撫でにける

平石 あき
内職に追はる、妻や軒簾
俵せの見ゆる簾の中の影
遣水 水久

きりぎりす鳴く炎天の胡瓜畑
簾越し朝顔垣に盛りかな

勝 ハル
吊簾隙間もれ来る暑さかな
日焼して浜の帰りの乙女連れ
吉岡 トキ

葉のかけに目はぐれ胡瓜太り居り
永橋 雪人
瓜の餌に身を逆立ててきりぐす
大矢 銀潮

つる手繰れば手応え温泉水の灯
つる手繰れば手応え温泉水の灯
つる手繰れば手応え温泉水の灯

塚山駅ではお座敷列車に乗って
くつろぎの旅をさせていただこう
計画しております。

お座敷列車は、日本一最新鋭の
設備で車内には、カラーテレビ、
ビデオ、カラオケ、ラジオ、冷蔵
庫などがセットされ、まさに動く
お座敷です。みなさまがた、たく
さんおさそい合せて是非おためし
下さい。

◎出発日 昭和五十七年十一月九
日(火)十日(水)
◎目的地 羽黒山と湯野浜温泉
◎募集人員 一四〇名
満員になり次第締切らせていた
だきます。

◎費用 三三、八〇〇円
(塚山駅基準)

明日の親のための学級
どなたでも
お気軽に

健康な子供を育てるために
現在の社会状況は日に日に変化
しており、過去に学んだ知識では
対応しきれず常に新しい知識が要
求される時代です。このような社
会を生きたるためには毎日の生活の
中で学習態度を身につけることが
大切なのではないのでしょうか。

良い親として、良い家庭人(家族)
として、若い人たちが立派な社会
人となるためにいろいろな知識を
求めておられます、これに少しで
も答えようと専門的なそれぞれの
分野の先生方をお招きし、学習を
していただくものです。

昼間働いて夜学習することは大
変だと思いがあつたわが四回
です。日頃疑問のことやまた学習
の方向付けに講師とお話し合い
もありません。どうぞお出かけくだ
さい。



十月二十二日(金)
十月二十七日(水)
九時から十三時まで荒瀬の一部分が停電します。

場所 町総合福祉センター
問い合わせ 越路町教育委員会
会教育係
学習内容
別紙

Table with columns: 日時, 主題, 講師. Includes dates like 10月1日 and 10月15日 with topics like '乳幼児の健康' and '子どもの心身'.



「親と子の人間関係」を主題にビデオによる学習

中小企業退職金共済
制度のご利用を

高齡化社会を迎え、定年延長問
題、年金制度、退職金制度などに
ついての論議が高まっています。
なかでも年金と退職金は、多くの
人にとって定年退職後の生活にか
かわる重要な問題です。

中小企業退職金共済制度(中退
職金)は、加入企業の相互扶助と国
の援助で、中小企業に勤める人た
ちにも、世間並みの退職金が支払
えるように設けられた制度です。

具体的には、事業主が従業員一
人ひとりにつき毎月一定の掛金を
納めていくと、退職したときには
その従業員に退職金が支払われ、
というものです。

この退職金は、単純に「掛金月
額×納付月数×利子分」ではなく、
勤続年数の長い人に対してはこれ
を上回る額となります。さらに、
三年以上勤めた人には国庫補助金
も付きますから、長く勤めた人
は、高額の退職金が支給できるよ
うになっています。

十月は加入促進月間に当たりま

す。「中退金」に加入し、あなた
の会社にも退職金がきちんと支払
える制度をつくりましょう。

加入できる企業
中退金に加入できるのは次のよ
うな中小企業です。

卸売業の場合
従業員百人以上または資本金等
一億円以下の企業

中小売業、サービス業の場合
従業員五十人以上または資本金
一千万円以下の企業

掛金月額は、千二百円から一
万六千円までの十九種類がありま
す。この中から、従業員一人ひと
りに対しての額を決め、金融機関
に払い込むだけで加入できます。

中退金には次のような特色があ
ります。

- ①国の制度ですから安全、確実、有利です。
②退職金には国庫補助金が付きま
す。
③加入前の勤務年数も、申し出れ
ば通算することができます。
④掛金は税法上、法人企業では損
金、個人企業では必要経費とし

飼育犬は必ず
登録と注射を

昭和五十七年度の犬の登録と、
第二回狂犬病予防注射を、次の日
程により行います。
犬を飼育されている方は、最寄
りの会場で登録と狂犬病予防注射
を受けてください。

Table with columns: 実施月日, 時間, 会場, 獣医師. Shows dates like 10月22日 and venues like 塚野山集落センター.

大矢銀潮・今井雄二
大矢銀風子・永橋雪人
安原葉・長谷川回天
石原草庵・金子露庵

各部門三位まで賞状授与
十親睦会(町芸協主催)
当日大会終了後午後四時から
会場にて行う。

会費千円希望者は当日受付に
て申込むこと。
チビッ子公民館事業の紹介
越路町公民館では、このほど子
どもたちと公民館のふれあいを求
め、遊びを知らないと言われる現
代の子に伝承遊びを中心にした事
業を企画しました。

町文化展
作品募集

十一月一日から三日まで町の文
化展を町総合福祉センターで開催
いたします。
この文化展は年一回の作品発表

越路町文芸大会
開催のご案内

一日時、場所 十一月七日(日)
午後一時開会
越路町総合福祉センター

越路町来迎寺
越路町総合福祉センター内
越路町文芸大会係
電話二四六五五

七応募作品選者
(一)短歌 太田賢一郎・堀井ひとし
(二)俳句

みんなのスポーツ (10月)

健康は家庭の宝 スポーツで健康を!

一口トリム

「みんなのスポーツ」とは? 特定の年齢・階層・性別・種目に片寄らず、幼児からお年寄りまでを対象に、健康づくり、仲間づくり、地域づくりをめざしたものです。

申し込み・問い合わせは町教委へ

☎2-4655

～各種大会や教室のご案内～

みんなで楽しく汗流そう!!

10月のスポーツカレンダー

- 5, 12, 19, 26(火) 7, 14, 21, 28(木) 柔道教室 PM 7:30~ 町体
2, 9, 16, 23, 30(土) 剣道教室 PM 3:30~ 町体
7, 14, 21, 28(木) 婦人体育教室 AM 10:00~ 町体
6, 13, 20, 27(水) 婦人バレーボール教室 PM 7:30~ 3会場
2~3(日) 連盟登山 (中頸城郡 火打山)
4, 11, 18, 25 バドミントン教室 PM 7:30~ 越小
3, 10 河川公園野球場オープン記念大会兼 第5回秋季野球大会 AM 8:00~ 河川公園他3会場
10(日) 第2回町民体育祭 AM 9:00~ 越路中学校グラウンド
3(日) 秋季テニス大会 AM 8:00~ 河川公園テニスコート
24(日) 第4回近郷バスケットボール大会 AM 8:00~ 町体・越中
31(日) 第15回町民バドミントン大会 AM 8:30~ 町体



婦人体育教室(後期) 〇期日 毎週木曜日 昼10:00~ 〇場所 町民体育館 〇対象 ご婦人ならどなたでも 〇内容 ジャギー(健康体操) レクダンス スポーツゲーム 他 〇申し込み 会場にて随時受付 ※原則として保険加入のこと

体力づくり教室(後期) 〇期日 毎週木曜日 夜7:30~ 〇場所 町民体育館 〇対象 主に成人男女 〇内容 簡単なトレーニング スポーティーゲーム 〇指導者 町体育指導委員 〇申し込み 会場にて随時受付 ※原則として保険加入のこと

婦人バレーボール教室 〇期日 毎週水曜日 夜7:30~ 〇会場 塚小・岩小・越小 (3会場同時開設) 〇対象 ご婦人ならどなたでも 〇内容 初歩的な技術から簡単なゲームまで 〇申し込み 会場にて随時受付 ※原則として保険加入のこと

バドミントン教室 〇期日 10月4日(月)~ 毎週月曜日 PM 7:30~ 〇会場 越路小学校 〇主催 町バドミントン連盟 〇対象 小学生以上の初心者 〇申し込み 会場にて受付 〇持ちもの 汗ふき、ラケット (会場に若干ラケット有)

第15回町民バドミントン大会 〇期日 10月31日(日) 〇会場 町民体育館 〇対象 小学生以上 〇クラス 小学生 一般(中学・高校・初心者) Bクラス(※男子のみ) Aクラス 〇申し込み 10月23日まで教委へ

第4回越路町近郷バスケットボール大会 〇期日 10月24日(日) 〇会場 町民体育館 〇対象 近郷市町村の職域又はクラブチーム男女 〇参加料 1チーム 2,000円 〇申し込み 10月17日まで申込書で町教委へ

第25回町民駅伝大会 〇期日 11月3日(水) 〇チーム 男子9人、または女子12人で1チーム 〇コース 町内全域一周(昨年と同様) 〇対象 町内居住又は職域を有する中学生以上の男女 〇申し込み 10月20日まで申込書で町教委へ

第5回町民卓球大会 〇期日 11月7日(日) 〇主催 町卓球連盟 〇会場 町民体育館 〇対象・参加料 中学生 100円 高校生 300円 一般 500円 〇申し込み 10月31日までに所定の申込書に参加料を添えて町教委へ

第2回町民体育祭 〇期日 10月10日(日) AM 9:00~ 〇会場 越中グラウンド

あなたもギネスオリンピック大会に挑戦してみませんか!! 今年で2回目の町民体育祭、大きなおにぎりをもって、家族みんなで出かけませんか。



10月分有線放送番組予定表

Table with columns: 月日曜, タイトル, 内容, 放送者. Lists broadcast programs for October.

秋の文化祭・農業祭各種行事の案内

町民将棋大会

〇期日 10月24日(日) 〇会場 町総合福祉センター 〇対象 将棋愛好者 〇内容 大会及び将棋を楽しむ、指導を行なう 〇申込み 浦日崎正一さん(電話2-2364)又は町教育委員会へ

第5回豊年民謡まつり

〇期日 10月24日(日) 午前11時開演 〇会場 塚山小学校 〇対象 民謡協会会員による競演 〇内容 会員400人による総出演の民謡まつりでレベルの高い演技で魅了します。町民の方々ぞってご観覧ください。 〇その他 塚野山大矢勲さん(電話4-2528)へ

美術展

〇期日 11月1日~3日まで 〇会場 町総合福祉センター 〇対象 美術、芸術の愛好者 〇内容 洋画、日本画、書道、写真の4部門 〇申込み 別記応募要領による。来迎寺長谷川清治さん(電話2-2453)又は町教育委員会へ

焼物展

〇期日 11月1日~3日まで 〇会場 町総合福祉センター 〇対象 高齢者教室焼物クラブ会員による出品 〇内容 各種の陶芸品を展示即売する。 〇申込み 飯塚中静均さん(電話2-2366)又は町教育委員会へ

老人クラブ作品展

〇期日 11月1日~3日まで 〇会場 町総合福祉センター 〇対象 町老人クラブ会員による出品 〇内容 老人クラブ会員による出品を展示 〇申込み 塚野山馬場謙司さん(電話4-2132)又は町福祉課へ

生花展

〇期日 11月1日~3日まで 〇会場 町総合福祉センター 〇対象 町内の生花愛好者 〇内容 生花の各流派の競演出品 〇申込み 10月22日まで町教育委員会へ

町民菊花展

〇期日 11月1日~7日まで 〇会場 町総合福祉センター 〇対象 町内の菊愛好者 〇内容 菊の品評及び展示会 〇申込み 来迎寺山崎福松さん(電話2-2634)へ

農産物展示即売会

〇期日 11月3日 〇会場 町総合福祉センター 〇対象 農産物ご希望者 〇内容 新鮮な農産物を沢山格安で即売 〇申込み 詳細は町農林課へ

もちつき実演即売会

〇期日 11月3日 〇会場 町総合福祉センター 〇対象 つきたての餅の希望者 〇内容 つきたての各種の餅を格安にて即売 〇申込み 詳細は町農林課へ

錦鯉展示即売会

〇期日 11月3日 〇会場 町総合福祉センター 〇対象 錦鯉の愛好者 〇内容 錦鯉の品評即売会 〇申込み 詳細は町農林課へ

苗木市

〇期日 11月2日 〇会場 町総合福祉センター 〇対象 苗木希望者 〇内容 各種苗木を豊富にそろえ格安で販売 〇申込み 詳細は町農林課へ

第2回町民文芸大会

〇期日 11月7日(日) 〇会場 町総合福祉センター 〇対象 文芸愛好者 〇内容 短歌、俳句、川柳、自由詩の4部門 〇申込み 別記応募要領による。来迎寺深井義春さん(電話2-4035)又は町教育委員会へ

町民囲碁大会

〇期日 11月14日(日) 〇会場 町総合福祉センター 〇対象 囲碁愛好者 〇内容 上級、初級の2クラスに分け大会、囲碁を楽しむ又指導を行なう。 〇申込み 西谷大谷勇さん(電話4-2377)、岩田繁頭武さん(電話2-3708)深井徹司さん(電話2-2023)又は町教育委員会へ

町民謡曲大会

〇期日 11月14日(日) 〇会場 浦中央公民館 〇対象 謡曲愛好者 〇内容 各流派の謡曲愛好者が一同に競演する。 〇申込み 来迎寺吉岡源さん(電話2-2014)、塚野山崎彰三さん(電話4-2610)、浦岡巖さん(電話2-3484)又は町教育委員会へ

町民詩吟大会

〇期日 11月14日(日) 〇会場 町総合福祉センター 〇対象 詩吟愛好者 〇内容 各流派の詩吟愛好者が一同に競演する。又指導を行う。 〇申込み 浦郷禎一さん(電話2-2212)又は町教育委員会へ

心豊かな秋です こそって参加を

今年度、秋の公民館事業及び町事業をこのように実施します。多数のみなさんから参加をいただきますようお待ちしております。



朝日 広報

1982
10/1
国保特集号

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社

☆じょうずなお医者さんのかかり方☆

<p>よい患者のためのポイント</p> <p>8カ条</p>	<p>3 異常の具合を要領よく説明しましょう。</p> 	<p>6 病院めぐりはやめましょう。</p> 
<p>7 保険証は必ず持参しましょう。</p> 	<p>4 下着は清潔に。脱ぎやすいものを着ていきましょう。</p> 	<p>7 家庭医をもちましょう。</p> 
<p>2 往診や夜間、休日の診療はひかえましょう。</p> 	<p>5 お医者さんを信頼しましょう。</p> 	<p>8 フスリをむやみに欲しがるのはやめましょう。</p> 

「医者を選ぶのも寿命のうち」といわれます。病気になる時だけのお医者ではなく、日頃から健康状態や家族の状況、生活環境などを知らせてもらえる家庭医を持つことは、いざというときに役立ちます。



健康な笑顔は国保の願い……
十月は国保強調月間です



運動不足をふきとばそう

わたしたちは生まれてからずっと、たえず動きつづけています。人が自由に活動できることは、すばらしいことです。神経や筋肉の能力を高め、同時にゆたかな心とからだをはぐくむことができるのが運動です。又、運動をつづけることによって、体重を一定に保つことができ、心臓をはじめとした、からだの各機能の働きを活発にして老化の予防にもなるなど、多くの利点があります。



ひと汗かくような
ほどよい運動をしよう

ここでいう運動は、スポーツ選手のように、はげしく、体力を最高に増強するようなものはいりません。毎日の生活のなかで、楽しく、しかも欠かさずつづけられるようなものを選びます。

ですから日頃運動をしない、あまり体を動かすことのない人は、まず歩くことから始めましょう。背すじをまっすぐにのぼし、少し早足で歩いてみましょう。
走る場合も、二十歳をすぎた人は健康診断をうけ、五分間程度の準備運動をして、人と話ができるくらいの速さで走りましょう。

日常生活の中で

楽しみながら……

エレベーターやエスカレーターを使わず、歩いて階段をあがる。駅までバスに乗らず、停留所を一つ手前でおりて、あとは歩く。特別の運動を考えなくても、生活のなかには運動のチャンスはいくらでもあります。



体操のすすめ

同じ姿勢、同じ動作をつづけることが多い毎日の生活の中で、ちょっとした時間を見つけて、腰をひねったり、頭、手首、足首などをまわしてみたり、又ラジオ体操等を毎日やってみてはいかがでしょうか。

秋たけなわ

朝の陽しさがまぶしい
ウーン みそ汁の香り
「おはよう」
「おはよう、おチビさん」
「おはよう」
今日も 楽しい一日が始まる
健康で明るいくらしを
それが国保の願いです。

いよいよ秋も深まり、このころ毎週のようにスポーツや運動会、レクリエーション等が盛んに開かれております。

いづれにしても、十月は天候が暑からず、寒からず又空気が清澄で万物が豊じょうな月です。地上の動物は皆、盛んに食べ、盛んにきたえてやがて来る厳しい冬に耐える準備をする季節でもあります。おたがいに、まず栄養のバランスをととのえ、食欲を大いに増進し、健康には充分注意してはつらつと活動してください。



ふえつづける医療費

国保加入の皆さんへお願い 自分の健康は自分で守りましょう!



国保は 助け合いの保険

私たちは、いつまでも健康でありたいと願っています。明るく住みよい家庭や社会を築き、幸福な生活を願うためには、まず健康でなければなりません。こうした大きな願いを守るために、国保はみんなが助け合って、あなたの健康を守る保険なのです。昔、戦争前、家族に長わすらいの人が出ると、何もかも売り払って医者代につき込み、その結果どうにもならない貧乏のどん底に落ちこむ、というようなことが少なくありませんでした。病気になっても、お金がなくてお医者さんにかかれない、というようなことがあったら大変です。こういうことのないよう、日頃からみんなが、それぞれの収入に

応じてお金を出し合い、お医者さんにかかったとき、あなたが支払うのは、三割だけで、残りの七割は国保から支払われています。みなさんの理解と協力なしでは、国保は運営できません。あなた自身の体と同様にみんなの国保も大切にしてください。

医療費は 一人年間 十一万三千元

国保の医療費は増えつづけています。

医療費は受診率の増加や医学医療の進歩、新しい高度の医療機械の普及などによって年々増えつづけています。昭和五十六年度では、一人平均一年間で約十一万二千円、老人では約二十五万七千円の医療費が使われております。これは、昭和五十二年度の一人平均六万八千円の一・七倍、老人では十六万一千円の一・六倍にもなります。そして今後も医療費は増えつづけるだろうといわれています。

あなたの健康は あなた自身で

健康はみんなの願いです。しかしあなたの健康は、あなた自身がつくらなければなりません。健康管理は一人ひとりが責任をもって

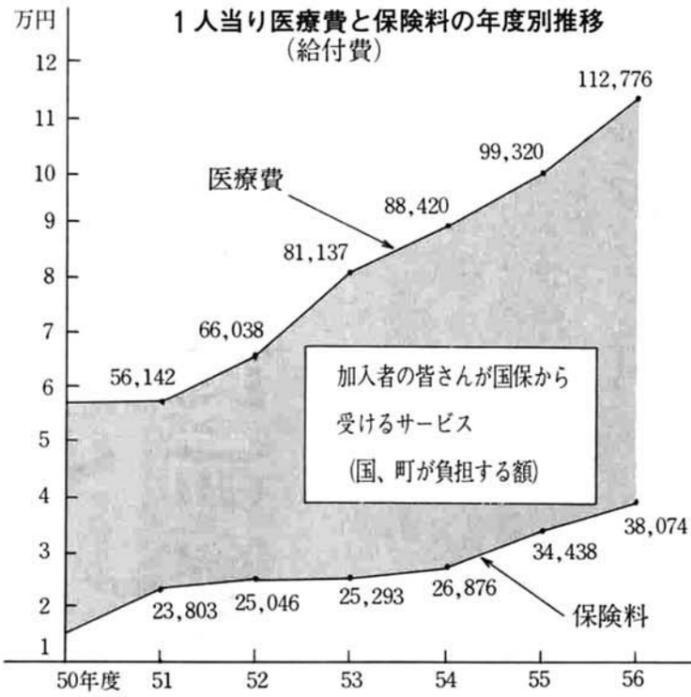
昭和56年度国保会計の収入・支出状況

歳入			歳出		
科目	決算額	構成比	科目	決算額	構成比
保険料	千円 197,640	% 37.4	総務費	千円 17,019	% 3.5
一部負担金	-	-	保険給付費	467,791	95.5
使用料・手数料	15	-	保健施設費	120	-
国庫支出金	282,968	53.6	基金積立金	3,219	0.7
県支出金	641	0.1	公債費	-	-
財産収入	3,104	0.6	諸支出金	1,671	0.3
繰入金	3,000	0.6	予備費	-	-
繰越金	36,604	6.9			
諸収入	4,393	0.8			
歳入合計	528,365	100.0	歳出合計	489,820	100.0

国保の財政状況

考え実行していくものなのです。病気になって始めて健康のありがたさに気づくようでは遅すぎます。健康への願いが大きければ大きいほど、健康への日頃の努力はあなたの務めなのです。健康づくりのための散歩、体操などあなたの体にあつた運動は、心がまえ一つでいつでも簡単に始められます。バランスのとれた食生活等は是非実行したいものです。

昭和五十六年度の、国保の決算状況は右表のとおりです。歳入は、五億一千八百二十万五千円以内、歳出は、四億八千九百八十一万円で、保険給付費いわゆる医療費が四億六千七百七十九万円と九十五・五%をしめています。



医療費がふえれば みんなの負担分もふえます

国保はみなさんの家計と同じです。病人が増え、医療費が増えれば、それだけ高い保険料をみんなまで出し合わなければなりません。みなさんも日頃から健康には注意されています。

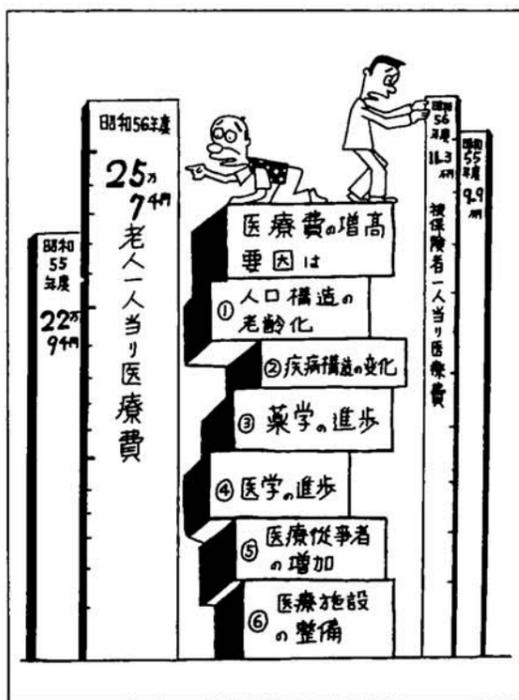
老人医療費は 本当に無料?

おじいちゃん、おばあちゃん、病気になったら安心してお医者さんにかかって、早くなおしてください。お年寄(七十才以上の方)は六十五才以上のねたきり老人)はお金を窓口で支払わなくてもお医者さんにかかれます。でも誤解しないでください。その医療費の大部分は、みんなが保険料を出し合っている国保で支払っていますので、みんなの負担となります。お年寄りの医療費は、とても大きな額になっています。

昭和五十六年度のお年寄りの医療費は一人平均で年間約二十五万七千円ですが、これはお年寄り以外の人の三倍にあたり、国保全体の費用のほぼ三十一%がお年寄りの医療費ということになります。お年寄りの人口は、越路町でもこれからますます増えていく見込みです。それに応じて増え続け

おとしよりの 健康と幸せを 考えてあげよう

お年寄りは体力が衰えている上に孤独になりがちです。お年寄りにいっばん必要なのは、周囲の者が、お年寄りの健康状態を正しく知った上で、その日常生活にあたたかく気を配っていくことなのです。保険証を渡すだけではダメです。みんなでお年寄りに合った仕事や奉仕活動をしてもらったり、軽い運動や趣味を通じて、お年寄りが生きがいのある生活を送れるように配慮してあげましょう。



医療費通知で 国保制度にご理解を

みなさんは、これまでに病気やケガで一度はお医者さんに診てもらったことがあると思いますが、その時の医療費の総額がいくらだったかご存じですか。
なぜなら国保にはいつていると、みなさん自身は窓口で三割の自己負担を支払えば済みます。残りの七割はお医者さんから国保へ請求されるようになってくるからです。

申すまでもなく、医療費の支払いが増えるとも国保の運営が苦しくなり、保険料の値上げもやむをえなくなり得ます。

このため、国保制度への理解を深め、自分の健康管理にも役立つように、かかった医療費がいくらだったのかをお知らせする「医療費通知運動」が全国一斉に実施されております。



越路町でも、六月に受診された分を九月末にお知らせいたしました。十一月に受診される分を三月末にお知らせすることにしております。



みなさんがお医者さんで診療を受けた際の内容と金額が記録されていますので、これを機会に医療費の支払いをはじめとした制度のしくみと、国保の財政事情への理解を深めていただき、健全な国保運営にご協力が願えれば幸いです。

すこやかな長寿のために 老人保健法成立

医療費・一部自己負担

58年2月1日から

老人保健法が成立し、来年の二月一日から七十歳以上(寝たきりの場合は六十五歳以上)のおとしよりの医療はすべて新しい制度の下に運営されることになりました。

いままでは、おとしよりは国民健康保険に加入し、国民健康保険の制度の下に医療をうけていたわけですが、これからはどの保険制度に加入している人も全て老人保険制度によって医療を受けることになるわけです。新しい制度では、老人の方にも健康に対する自覚をもつていただき、適切な受診をお願いする趣旨から、いままでは無料であった医療費が、次のように有料となります。

☆外来受診の場合

- 一 医療機関ごとに
- 一 一月 四百円

☆入院の場合

- 一日 三百円
- ただし、二ヶ月までの間



診療科目	診療料	保険内	保険外
胃腸科	2,500	5,000	5,000
内科	2,500	5,000	5,000
外科	1,000	5,000	5,000
その他	1,000	5,000	5,000

※ 注：注射薬、差(歯)保険外、再診料、ケガ

★受診メモをつけよう

国保からの医療費通知と照らし合わせ、また、家庭での医療費の家族の病歴の記録として健康維持にも役立つ「受診メモ」をつけましょう。市販のノートなどを利用して簡単につけられます。つけた例として右の図を参考にしてください。注意することとしては、保険外の診療と保険での診療を区別すること、月々の合計を出しておくことです。

老人保健法とは……

今度成立した老人保健法の狙いと主な内容は次のとおりです。

○、国保は老人が多く加入しているため、おとしよりの医療だけを各種の保険から切り離して別建てにし、医療については全て老人保健法の適用を受けるようになります。そして、おとしよりの医療費を支払うために、これまでどおり被保険者の皆さんから保険料をいただき、老人保健に納めます。

健康づくり集

この運動は、新潟県が、幸せを呼ぶ四つ葉のクローバーにちなんで、明るく健康な家庭生活が送られるよう次の四項目を積極的に推進しようとする運動です。



母乳が一番お母さんの愛
母乳で育てよう



塩分の取り過ぎご用心
塩分を減らそう



家族そろって毎日
牛乳を飲もう



朝・昼・夕
緑の野菜を食べよう

健康にいがた クローバー運動

健康調査にご協力を

新潟県・県民健康調査の実施
県では保健・医療水準の向上のためにいろいろな施策を実施していますが、本年は十月六日現在の県民の健康状態や、健康に対する考え方などを調査し、総合的な保健医療行政を進めるための基礎資料とすることを目的に、県下一万六千五百世帯を対象として県民健康調査が実施されます。

越路町では、百五十世帯が調査対象となります。調査世帯には調査員がお邪魔をし、調査票を配布して記入していただき、封筒に密封したものを回収する仕組みになっています。調査にあたられた世帯は、趣旨を充分ご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

一部負担金の支払い方

いままでは、七十歳以上のおとしより(寝たきりの場合は六十五歳以上)がお医者さんにかかる場合の医療費は、国保が七割、町が三割を負担してまいりました。つまり無料でお医者さんにかかれたわけです。今後の老人保健法の成立で、おとしよりがお医者さんにかかる場合は、次のように一部負担金を支払わなければならないことになりました。

外来診療の場合
一つの医療機関について、一カ月 四百円
入院の場合
一日 三百円で二カ月間

○、老人保健法では、国民みんなが健康な老後をおくることができるよう、七十歳以上の老人に対する医療のほかに、四十歳以上の人々を対象として、予防からリハビリテーションまで一貫した保健サービスを保健事業として行ない、若いときからの成人病予防につとめることとしています。



外来診療の場合、一回受診して四百円を支払えば、もうその月は支払う必要はありません。月が変われば、又その月の分を支払うこととなります。

また、一つの医療機関について一カ月四百円ですから、内科とか眼科とかいうように、病院や診療所が変われば、そのつど四百円支払うこととなります。

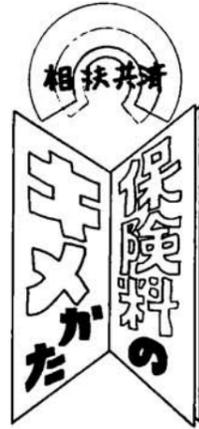
入院の場合は、入院した日の翌々月の前日、たとえば十月五日に入院すれば、十一月四日まで一日三百円を支払うこととなります。そのあとは、支払う必要はありません。しかし、総合病院等で複数の科で診療を受ければ、それぞれ別個に一カ月四百円を支払わなければなりません。老人保健法では、医師の指示があった場合に限り、複数の診療科で受診しても、四百円だけですみます。

保険料納めて安心わが家の

昭和57年度の保険料率

区分	料率	率
所得割	前年度の所得	4.31%
資産割	土地・家屋にかかる税額	35.02%
平等割	1世帯につき	21,000円
均等割	被保険者1人につき	16,200円
保険料の賦課限度額		合計額で最高27万円まで

- ① 所得割 あなたの世帯の前年度の収入に応じて計算される額
- ② 資産割 加入者の資産に応じて計算される額
- ③ 平等割 収入に関係なく、どの世帯にも同じ額を納めていただく額
- ④ 均等割 加入者の人数に応じて、一人いくらか計算する額



国保の重要な財源となる保険料は、どのようにして決められるかご存知でしょうか。

基本的には、収入の多いかたには多く、少ないかたには少なく納めていただくというわけで、その方法には次のような四方式があります。この四つの方法ではじき出された額を合計したものが、一年間の保険料となります。



高額療養費自己負担限度額

九月一日から四万五千元
 来年一月から五万一千円に
 二段階で引き上げ

高額療養費の自己負担限度額が引き上げられることになりました。

今まで、私たちがお医者さんにかかったとき、医療費の自己負担分として、一人、一カ月、一つの病院や医院で三万九千円以上を支払った場合は、三万九千円を超えた分は全額国保から払い戻されることになっていました。

この自己負担限度額が、九月一日から四万五千元に、そして来年の一月一日からは五万一千円に引き上げられます。つまり、これまで、医療費の自己負担は、最高三万九千円ですんでいたものが、これからは五万一千円になるわけです。

ただし、低所得者（住民税非課税世帯）と七十歳以上のおとしより（寝たきりの場合は六十五歳以上）については、いままでどおり三万九千円にすえ置かれます。

総合病院とはどういう病院

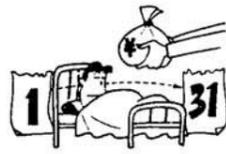
五つ以上の科（内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科など）と検査施設を持ち、ベッド数が百床以上ある病院で、県知事の承認をうけたものを総合病院といえます。

なお、ベッド数が二十床以上あれば病院で、それ以下を診療所といえます。

高額の療養費自己負担額計算の基準

自己負担分一人一カ月の病院、診療所について五万一千円という計算は次のような基準によります。

暦月ごとに計算
 月の一日から月末までの受診について一カ月として計算します。ですからたとえばある月の十五日から翌月の十五日までのように、月をまたがって入院した場合で、最初の月の医療費の自己負担金の額が三万円、翌月が三万円、合計一カ月六万円を自己負担した場合でも、一日から月末までの計算で、すなわち高額の計算は別です。



療養費は支給されません。ただし同一月内にいったん退院して、又そこへ再入院したような場合は、合わせて計算されます。

病院診療所ごとに計算

たとえば、甲の病院と乙の病院へ同時にかかっている自己負担分として、甲の病院へ七万円、乙の病院へ六万円を支払った場合は、甲の病院の分については五万一千円控除した一万九千円、乙の病院については同様に、九千円の高額療養費が支給されます。合算はされません。

歯科は別



病院または診療所には診療所に内科などの科と歯科がある場合は、内科などの科と歯科は、別の病院または診療所として扱います。

総合病院

総合病院の各診療科はそれぞれ別の病院または診療所として扱います。ただし、総合病院の入院患者が他の科の診療を受けたときは、合算して計算されます。（そのときでも歯科は別です。）



入院と通院

一つの病院・診療所でも、入院と通院は別に扱い、合算しません。



低所得者の高額療養費

本人立替分の委任制度
 皆さんが入院などで高額な医療を受け、自己負担限度額を超えた場合、二、三ヶ月後町が払い戻しをしていました。しかし医療費が年々高額になり、多い時で五十万円も支払わなければなりません。そこで町では、医療機関の協力を得て、支払いがほんとうに困っている低所得者の方に対し、自己負担限度額を超えた場合、超過分について、町が直接医療機関に支払う方法をとっています。医療機関又は役場窓口にご相談下さい。

所得の少ない世帯は保険料を減額します

国保では、一定の所得以下の世帯に対して、保険料を軽減する措置があります。

- ◆ これは、年間の保険料から（前年度の均等割、平等割）六割が減額される世帯と四割が減額される世帯があります。
- ◆ 六割が減額される世帯
 一世帯で、前年の所得の合計額が二十四万円以下の世帯
- ◆ 四割が減額される世帯
 その世帯の前年の所得の合計額が、世帯主を除いた被保険者数に十八万円を乗じて得た額に二十四万円を加算した額より少ない世帯

(例えば)
 3人世帯で前年の所得が50万円の場合
 2人×180,000円 = 360,000円
 加える額 240,000円
 合計 600,000円
 この世帯の前年所得が50万円ですから保険料は4割が減額されます。



なぜ保険料が必要か?

あらゆる医療保険と同様に、国保は健康な人が、万が一のために掛金を納めて、いざ病気やケガをしても、そのための医療費の支払いを心配することなく、安心して治療がうけられるための制度です。

保険料はそのそなえのための掛金なのです。ですから、国保をささえる重要な財源なのです。



保険料を滞納すると

保険料は、いまさら申すまでもなく、みなさんが病気やケガをしてお医者さんにかかったときの医療費にあてられます。もし、保険料の支払いが遅れたり、とどこおったりすると、お医者さんから請求された医療費の支払いができなくなるばかりか、国保の運営までがおびやかされることになり、みなさんの健康を守ることに支障をきたすことにもなるのです。

期限までに保険料を納めないで、延滞金が増えます。また、督促を受け、その指定された日まで



保険料はきちんと納めましょう。